破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１５２８号
福岡市中央区赤坂１丁目13―28―603号、住民票上の住所福岡市博多区東平尾１丁目４番27―801号
債務者　金子　雄二
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５８６号
大阪府守口市八雲西町２丁目６番９―401号
債務者　立木　明美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　夏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５２号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコーストプラザ　403号、前住所大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―803号
債務者　高橋　幸司（旧姓田村・大重）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢吹　遼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５３号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコーストプラザ　403号、前住所大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―803号
債務者　高橋　直江（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢吹　遼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目10番21―615号
債務者　一丸　尚哉
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
大阪市生野区巽西３丁目３番６号　第三平岡マンション103号
債務者　利川健二こと　徐　　健二
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仁張　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９８号
大阪府寝屋川市池田本町18番18号（402号）
債務者　フルテックこと　古谷　充弘
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６号
大阪市鶴見区浜５丁目５番37号
債務者　天野　由美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部